

【土壌環境の保全】

- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策の推進。
- ・土壌汚染対策法に基づく汚染の状況の把握、及び汚染の除去等の措置の実施(市街地土壌汚染対策の実施)。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壌の処理等の対策の実施。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- ・ダイオキシン類対策特別措置法及び農薬取締法に基づく規制の実施。

施策の方針に対する総合的な評価

近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、これまで継続的に実施してきた各種調査等の国内外の知見を元に、微小粒子状物質の健康影響に関する評価を実施するため、微小粒子状物質健康影響評価検討会を開催し、従来から指摘されていた呼吸器系への影響のほか、新たに循環器系や肺がんの健康影響が見られるなど一定の影響が確認された。しかし、今般の評価は欧米と我が国での生活習慣等の違いによる疾病構造の相違、他の共存汚染物質の影響等多くの不確実性のもとになされていることに留意する必要がある。

光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも悪化している。また、光化学オキシダント注意報も多発している。こうした状況を踏まえ、平成19年7月に学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」を設置し、光化学オキシダント及び対流圏オゾンの濃度レベルの上昇要因等を明らかにするとともに、収集整理した既存の最新の知見及び当面取り組むべき課題を中間報告として取りまとめた。

全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。このため、第166回国会において、自動車NOx・PM法を改正し、平成19年5月18日に公布され、平成20年1月1日から施行された。また、これに伴い、自動車NOx・PM法施行令等が改正された。

騒音、振動、悪臭に係る苦情件数が近年増加傾向にあり、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。航空機騒音の環境基準については、新たな評価指標の採用について中央環境審議会より答申を受け、告示の一部改正を行った。ヒートアイランド対策では、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進しつつ、民間事業者等の取組がより一層求められている。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。

生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では86.3%となり過去最高を達成したが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。また、公共用水域水質及びダイオキシン類水質・底質の常時監視における測定地点数(検体数)はやや減少していた。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組むとともに、的確かつ効率的な監視体制を構築する必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、排水基準の効率的なモニタリング手法の確立、排水基準の暫定基準撤廃に向けた排水処理技術開発の促進及び効果的な公害防止のための対策を行う必要がある。

水に関する国連ミレニアム開発目標(2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。)の達成に向けて貢献するため、アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んできており、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国長江流域等における政策提言を行ってきたところである。中国を始めとするアジア地域の水環境の改善のため、引き続き水環境管理の向上に向けた協力に取り組む必要がある。

第6次水質総量規制の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は着実に削減されている。また、閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討が着実に進んでいる。

東アジア諸国における水質総量規制制度導入を支援する指針策定に向けた検討が着実に進んでいる。

有明海・八代海総合調査評価委員会の報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。

法律に基づく土壌汚染の調査・対策が行われ、さらに条例や一般の土地取引でも土壌汚染の調査・対策が広く実施されている。その一方で、法律の施行を通して浮かび上がってきた課題等について指摘がなされている。

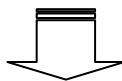
農用地土壌汚染対策地域については、平成 19 年度末までに 6,577ha が指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる 5,559ha が地域指定を解除されている。

ダイオキシン類土壌汚染対策は平成 19 年度に 1 地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

平成 18 年のダイオキシン類排出総量は、H15 年比で約 20%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国環境調査結果では、概ね環境基準を達成している。

農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、H19 年度に新たに 16 農薬の基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられ、生態系保全の充実に向けて期待どおりの成果が得られた。

公害防止体制の促進については、平成 19 年 3 月に、事業者が実効性のある公害防止に関する環境管理を実践するための行動指針となる「公害防止ガイドライン」を示した。また、一部の事業者において、測定データ改ざん等の不適正な事案が発生したことも踏まえ、平成 19 年 8 月からは、事業者の取組の厳正化を図り効果的・効率的に公害防止を実施するための方策等を検討。平成 20 年 4 月に報告書を取りまとめる等、効果的な公害防止取組の在り方について、着実に検討を進めている。



今後の主な課題

微小粒子状物質の定量的リスク評価手法に係る十分な検討、正確な濃度測定を行うための測定精度の改良、生成機構や大気中の組成解明及び多岐にわたる排出源の把握に関する情報の整理。

大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策及び局地汚染対策の推進。

光化学オキシダントの今後の動向の的確な把握及び注意報の発令状況の改善。

大気生活環境の保全について、近年の苦情傾向や国際動向等に対応した対策の実施、長期的視点も考慮に入れた民間事業者等におけるヒートアイランド対策の取組の推進及び対策指針の策定。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくりの推進。

湖沼の水環境改善に向けた取組、的確かつ効率的なモニタリング体制の確立、地下水の総合的な管理、湧水の保全、国際的な水問題解決のための貢献等。

閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた次期水質総量規制の実施に向けては、新たに設定される指標の測定手法やモニタリング体制の検討等が必要となる。

東アジア諸国に水質総量規制制度を導入するにあたっては、多国間に跨る閉鎖性海域の保全に向けたスキーム検討が必要となる。

有明海・八代海については、有明海・八代海総合調査評価委員会の報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究を関係省庁と連携して実施することが必要となる。

土壌環境施策に関するあり方懇談会において課題として取りまとめられた「サイトごとの汚染状況に応じた合理的かつ適切な対策の促進方策」、「土壌汚染対策法の対象範囲」及び「搬出汚染土壌の適切な処理の確保」等について、施策の具体化を図っていくための検討。食品中のカドミウム規格基準の見直し動向を踏まえた、農用地土壌汚染対策地域に係る指定要件の見直しの検討。

国際的な動向を踏まえたダイオキシン類対策の一層の推進。

農薬について、生態系保全の充実に向けた取組の強化、農薬の飛散等による大気経路ばく露を考慮した人の健康保護のためのリスク管理措置の充実。

効果的な公害防止体制の維持のための「公害防止ガイドライン」の継続的な普及啓発及びガイドラインに沿った産業界の取組状況のフォローアップが必要。また、平成 20 年 4 月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえた公害防止を促進するための方策等の検討が必要。



今後の主な取組

微小粒子状物質について、リスク評価手法の確立につき検討するほか、測定機器の試行・評価、生成機構、排出原情報等の知見の収集・整理、データ解析作業、継続的な曝露データの蓄積を行うとともに、粒子特性や疾患に着目した長期・短期曝露影響調査を実施し、国内の大気環境における粒子状物質の曝露による健康影響の知見を充実させる。

光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、「光化学オキシダント・対流

「圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえた調査研究や国際的取組の実施。

大気生活環境の保全について、工事・事業場騒音等の施策の更なる拡充。嗅覚測定法の精度確保と臭気指数規制の更なる推進。交通騒音モニタリングのあり方の検討。注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進及び対策指針の策定。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討、シンポジウムの開催等の実施。

新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準の早期撤廃に向けた取組の実施、的確かつ効率的なモニタリング手法及び水質監視体制の確立を図るための検討、地下水の総合的な管理に向けた検討・対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、平成19年4月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組等の実施。

引き続き、第6次水質総量規制の実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討を推進する。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた次期水質総量規制の実施に向け、新たに設定される指標の測定手法やモニタリング体制の検討等に着手する。

引き続き、東アジア諸国における水質総量規制制度の導入支援を推進する。また、東アジアに存在する多国間に跨る閉鎖性海域の保全に向けたスキーム検討に着手する。

引き続き、有明海・八代海総合調査評価委員会の報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究を関係省庁と連携して実施する。

土壤環境施策に関するあり方懇談会報告を受けて、土壤環境施策の見直しについて中央環境審議会に諮問。食品衛生法の規格基準改正の動向を踏まえ、農用地土壤汚染対策地域指定要件の見直しについて中央環境審議会に諮問。

POPs条約やWHOの検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。農業について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定の加速化、農業の動態及び生物多様性に与える影響の調査の実施、農業の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。

平成19年3月に示した「公害防止ガイドライン」について、多くの事業者がガイドラインを踏まえた環境管理に自主的に取り組めるよう、継続的に普及啓発を行うとともに、ガイドラインに沿った産業界の取組状況をフォローアップする。また、平成20年4月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえ公害防止を促進するための方策等を検討、実施する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

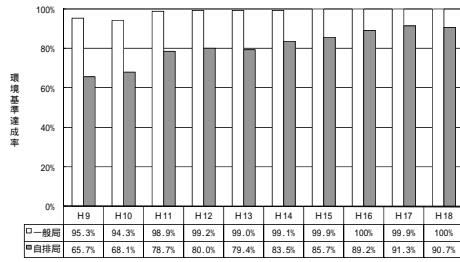
当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 3-1	大気環境の保全
	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。

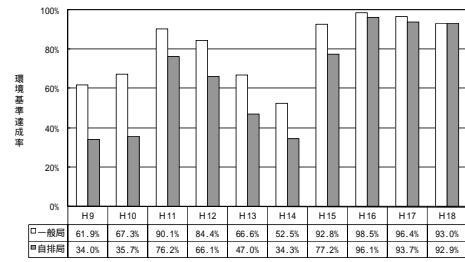
環境・循環型 社会白書にお ける位置づけ	2章3節 大都市への負荷の集積による問題への対策							
	2章6節 大気環境の監視・観測体制の整備							
関係課・室	水・大気環境局総務課、大気環境課、自動車環境対策課、環境管理技術室							
指標の名称 及び単位	<p>全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]</p> <p>ア.二酸化いおう キ.トリクロロエチレン ス.ニッケル化合物 イ.一酸化炭素 ク.テトラクロロエチレン セ.クロロホルム ウ.浮遊粒子状物質 ケ.ジクロロメタン ソ.1,2-ジクロロエタン エ.二酸化窒素 コ.アクリロニトリル タ.1,3-ブタジエン オ.光化学オキシダント サ.塩化ビニルモノマー カ.ベンゼン シ.水銀</p> <p>全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]</p> <p>ア.二酸化窒素(NO₂) ウ.光化学オキシダント オ.一酸化炭素(CO) イ.浮遊粒子状物質(SPM) エ.二酸化いおう(SO₂)</p> <p>大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]</p> <p>ア.二酸化窒素(NO₂) イ.浮遊粒子状物質(SPM)</p> <p>(間接)低公害車の普及台数[万台] (間接)燃料電池自動車の普及台数[台] (参考)一般環境大気測定局の数[局数] (参考)自動車排出ガス測定局の数[局数]</p>							
指標年度等	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値	
指標	ア	99.7	99.9	99.7	99.8	-	-	100
	イ	100	100	100	100	-	-	100
	ウ	92.8	98.5	96.4	93.0	-	-	100
	エ	99.9	100	99.9	100	-	-	100
	オ	0.1	0.1	0.3	0.1	-	-	100
	カ	92.9	94.5	96.1	97.1	-	-	100
	キ	100	100	100	100	-	-	100
	ク	100	100	100	100	-	-	100
	ケ	100	100	100	99.7	-	-	100
	コ	100	100	100	100	-	-	100
	サ	100	100	100	100	-	-	100
	シ	100	100	100	100	-	-	100
	ス	97.4	98.2	99.1	98.4	-	-	100
	セ	100	100	99.7	100	-	-	100
	ソ	99.4	100	99.5	99.5	-	-	100
	タ	100	100	100	100	-	-	100
	ア	85.7	89.2	91.3	90.7	-	-	100
	イ	77.2	96.1	93.7	92.8	-	-	100
	ウ	7.4	3.6	0	3.7	-	-	100
	エ	100	100	100	100	-	-	100
ア	76.4	81.1	85.1		-	-	100	
イ	61.9	96.1	92.8		-	-	100	
	711	968	1219		-	H22年度	1,000	
	50	61	60		-		50,000	
	1,660	1,639	1,619		-	-	-	
	441	447	447		-	-	-	
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-			

	根拠等	<p>(ア、イ、ウ、オ)、(イ)大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環告25) (エ)、(ア)二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環告38) (カ～ケ)ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成9年環告4) (コ～ス)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第7次答申)」(平成15年7月) (セ～タ)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第8次答申)」(平成18年11月) 、低公害車開発普及アクションプラン(平成13年7月)</p>
評価・分析		<p>【達成の状況】 近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、これまで継続的に実施してきた各種調査等の国内外の知見を元に、微小粒子状物質の健康影響に関する評価を実施するため、微小粒子状物質健康影響評価検討会を開催し、従来から指摘されていた呼吸器系への影響のほか、新たに循環器系や肺がんの健康影響が見られるなど一定の影響が確認された。しかし、今般の評価は欧米と我が国での生活習慣等の違いによる疾病構造の相違、他の共存汚染物質の影響等多くの不確実性のもとになされていることに留意する必要がある。</p> <p>光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも悪化している。また、光化学オキシダント注意報も多発している。こうした状況を踏まえ、平成19年7月に学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」を設置し、光化学オキシダント及び対流圏オゾンの濃度レベルの上昇原因等を明らかにするとともに、収集整理した既存の最新の知見及び当面取り組むべき課題を中間報告として取りまとめた。</p> <p>全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。このため、第166回国会において、自動車NOx・PM法を改正し、平成19年5月18日に公布され、平成20年1月1日から施行された。また、これに伴い、自動車NOx・PM法施行令等が改正された。</p> <p>【必要性】 大気環境の保全を通じて人の健康の保護を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。</p> <p>大気汚染の状況については、二酸化窒素および浮遊粒子状物質について、全体として改善傾向が見られるものの、大都市圏を中心に環境基準を長期間に渡り達成していない測定局が依然として残っているため、引き続き対策を講じていく必要がある。</p> <p>【有効性】 自動車単体規制の強化等により、排出ガス性能の良い自動車の技術開発が進められた。国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策等の取組が有効に機能しており、一般大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、光化学オキシダントを除き良好な状況が継続していると考えられる。</p> <p>自動車単体対策、低公害車の普及促進、自動車NOx・PM法に基づいた対策等により、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については90.7%、浮遊粒子状物質については92.8%と全体的に改善傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成18年度)。</p>

二酸化窒素の環境基準達成率の推移



浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移



これまで未規制であったオフロード特殊自動車について、順次規制を開始している。大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。

建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対策については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を改訂、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定し、飛散防止の徹底を図った。また、大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行った。近年、企業による排出基準の超過や測定データの改ざん等、公害防止の取組に関する不適正な事例が散見されたことから、平成 18 年度に、「環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会」の審議を踏まえ、事業者が公害防止に関する環境管理体制の構築に取り組む際の参考となる行動指針を作成し、周知した。

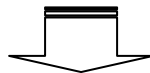
浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策は、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的、効率的に組み合わせるベスト・ミックスにより、取り組むこととしている。平成 19 年度は、「揮発性有機化合物(VOC)対策功労者表彰を行い、また「産業洗浄現場における VOC 対策事例集」を作成、配布して、自主的取組を推進した。

【効率性】

自動車単体からの排出ガス低減のため、自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正を行い、自動車単体規制の強化を行った。

平成 19 年 7 月に学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」を設置し、光化学オキシダント濃度レベルの上昇原因を明らかにするとともに、当面取り組むべき課題を中間報告として取りまとめたところ。

自動車排出ガス対策については、特に大気環境基準を長期間に渡り達成していない自動車交通量が集中する一部の交差点等の局地を対象に、局地汚染対策及び流入車対策を効果的・効率的に実施するため、これらの対策を柱とする自動車 NOx・PM 法の一部を改正する法律が第 166 回国会で成立し、平成 19 年 5 月 18 日に公布、平成 20 年 1 月 1 日から施行された。



< 今後の展開 >

微小粒子状物質(PM2.5)について、知見・データの更なる充実のため、健康影響に係る調査研究の推進、大気環境濃度の把握、発生源対策を進める。

大都市圏を中心とした局地汚染対策に加え、地球温暖化対策についても極めて重要であることから、両方の対策のバランスについて検討を行う。

光化学オキシダントの環境基準達成率が未だ極めて低く、健康影響などが懸念されるため、引き続き固定発生源からのVOC排出抑制対策を進めるとともに、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえ、調査研究やモニタリング、国際的な取組等を推進する。

有害大気汚染物質について、優先取組物質以外の測定データが少なく、多数の物質の測定方法が未確立であることから、測定方法の開発、モニタリングの推進に取り組む。また、有害大気汚染物質による局所大気汚染の状況を

把握するとともに、発生源対策を推進する。

自動車交通量の多い一部の交差点等においては大気環境基準を長期間に渡り達成していない局地的な汚染が継続しており、車種規制の及ばない対策地域外からの流入車による影響が大きいことから、従来の施策に加え、局地汚染対策、流入車対策等を推進する。また、引き続き低公害車の普及促進等に取り組む。

オフロード特殊自動車に対する適正燃料の使用等について指針を作成するとともに、中央環境審議会第九次答申を受けた次期規制に向けた検討を進める。

微小粒子状物質(PM2.5)について、総合的な健康影響評価を実施するための知見・データの更なる充実のため、健康影響に係る調査研究の推進、大気環境濃度の把握、発生源対策を進める。

公害防止に関する事業者の取組状況を把握するとともに実効性を向上させる施策について検討を進める。

		大気生活環境の保全					
目標 3-2	騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。						
環境・循環型社会白書における位置づけ	2章4節 多様な有害物質等による健康影響の防止						
	2章5節 地域の生活環境に係る問題への対策						
関係課・室	水・大気環境局大気生活環境室、自動車環境対策課						
指標の名称及び単位	騒音に係る環境基準達成率(一般地域)[%] 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)[達成割合(%)/(評価対象:千戸)] 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)[%] 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)[%] (参考)騒音に係る苦情件数[件] (参考)振動に係る苦情件数[件] (参考)悪臭に係る苦情件数[件] (参考)都市域における年間の30 超高温時間数、熱帯夜日数[時間/日] (参考)スターウォッチングネットワーク参加者数[人]						
指標年度等	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
指標	72.5	73.9	77.8	79.3	調査中	-	100
	80.7/2,395	81.4/2,663	84.4/2,914	調査中		H21 年度	100
	72.7	71.8	73.2	調査中		-	100
	37.5	38.4	38.5	調査中		-	100
	15,928	16,215	16,470	17,192		-	-
	2,608	3,289	3,599	3,615		-	-
	24,587	19,657	19,114	18,805	調査中	-	-
	211/22	474/50	350/37	214/25	387/31	-	-
	10,535	11,478	10,432	11,691	調査中	-	-
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-		
	根拠等	、 騒音に係る環境基準について(平成 10 年環告 64) 航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年環告 154) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年環告 46)					
評価・分析	【達成の状況】 騒音、振動、悪臭に係る苦情件数が近年増加傾向にあり、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。航空機騒音の環境基準については、新たな評価指標の採用について中央環境審議会より答申を受け、告示の一部改正を行った。ヒートアイランド対策では、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進しつつ、民間事業者等の取組がより一層求められている。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。						

【必要性】

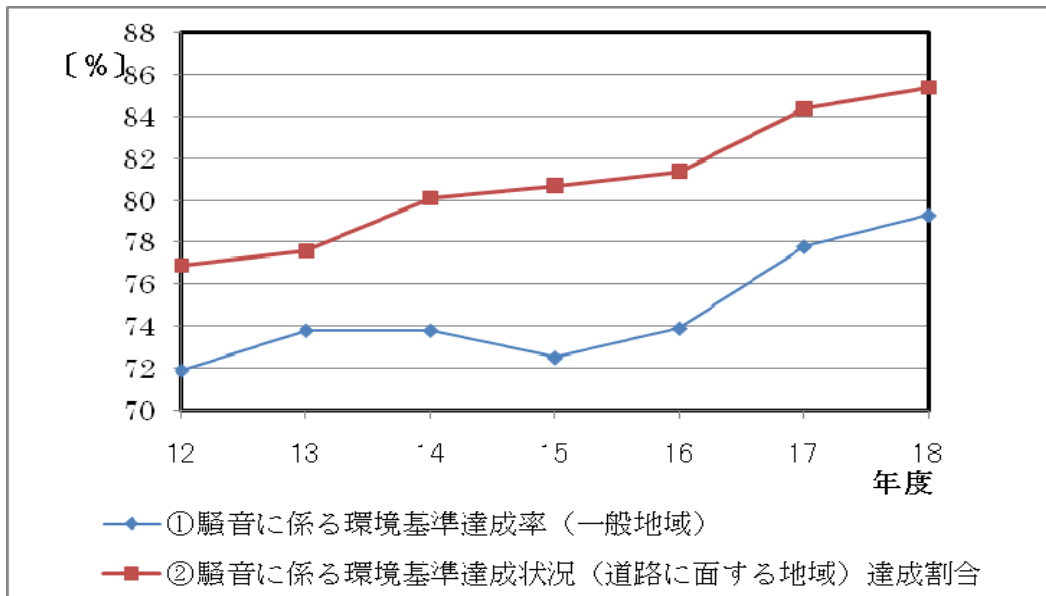
大気環境の保全を通じて良好な生活環境の保護を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。

騒音に係る環境基準の達成状況の改善に向け、全国各地域の自動車騒音の状況を把握することにより、規制や効率的な騒音対策を推進する必要がある。

多種多様な悪臭の苦情への対応を図るため、臭気指数規制の導入及び生活環境に係る臭気対策を推進する必要がある。

騒音・振動の苦情件数は増加傾向にあり、この改善にむけた対策の必要がある。

過去 100 年間に於いて、地球平均気温は約 0.74 上昇に対し、日本の大都市の気温は 2～3 上昇しておりヒートアイランド対策の必要がある。



【有効性】

自動車騒音の常時監視体制を継続し、全国の自動車騒音の状況結果を取りまとめ、インターネット等で広く公開しており、自動車騒音の状況の把握に利用されている。

増加傾向にあった悪臭の苦情件数はここ 3 年連続で減少している。しかし、苦情件数は依然として高い水準にある。一方で、臭気指数規制を導入しているのは、近年増加傾向にあり、337 市区町村(規制地域を有する地方公共団体の 25.5%)となっている。

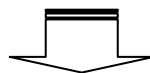
スターウォッチングネットワークは毎年 1 万人以上が参加し、光害問題に関する市民への普及啓発が図られている。

【効率性】

インターネット等を利用して自動車騒音の状況の周知を行うことにより、効率的な情報提供が可能となっている。

騒音・振動の新たな規制手法の検討や生活環境に係る臭気対策を通じて、適切な苦情への対応を図っている。

注目度の高い都市の街区で集中的にヒートアイランド対策を行うことで、効率的な施策の推進を図っている。



< 今後の展開 >

騒音に係る環境基準の達成目標年次(平成 21 年度)に向け、全国の自動車騒音対策の状況把握と、環境基準未達成地域に対する知見を得て、自動車交通騒音対策の推進を図る。

航空機及び新幹線鉄道騒音の音源周辺の土地利用の改善及び音源対策を推進するとともに、騒音モニタリングのあり方を検討する。

生活環境に係る臭気対策を進めるとともに、嗅覚測定簡便法の開発、臭気指数測定の精度管理の徹底を行う。

工事・事業場騒音等に関する騒音・振動の評価・規制手法の検討を行う。

光害対策ガイドライン等を活用して、地方公共団体における良好な照明環境の実現を図る取組を支援する。

長期的視点(実態把握観測、都市形態の改善等)も考慮に入れたヒートアイランド現象の環境影響の調査等に引き続き取り組むとともに、地方公共団体の取組の促進や民間事業者等による取組の支援を行う。

感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のために、事例の収集、普及方策の検討、シンポジウムの開催などを行う。

目標 3-3	水環境の保全						
	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。						
環境・循環型社会白書における位置づけ	3章2節 水利用の各段階における負荷の低減						
	3章3節 閉鎖性水域における水環境の保全						
	3章4節 環境保全上健全な水循環の確保						
	3章5節 環境基準の設定及び水環境の効率的・効果的な監視等の推進						
	3章7節 地盤環境の保全						
関係課・室	水・大気環境局水環境課、閉鎖性海域対策室、地下水・地盤環境室						
指標の名称及び単位	健康項目基準達成率[%] 生活環境項目(BOD/COD)基準達成率[%] 各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/l] ²¹⁾ 瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] 瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] 大阪湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] 東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] 伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] 有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] 八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(COD、全窒素・全燐の順)[トン/日] 赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海の順)[件] 地下水基準達成率[%] 年間2cm以上の地盤沈下面積[km ²] 湧水の把握件数[件] (間接)排水基準違反件数[件] (間接)環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率[%] (参考)常時監視における要監視項目測定地点数[地点] (参考)公共用水域水質等常時監視における測定地点数[地点(検体数)] (健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類に係る水質、ダイオキシン類に係る底質の順) (参考)瀬戸内海における埋立免許面積(各年の数値は前年の11月2日～11月1日までの合計) ²²⁾ ²¹⁾ (参考)地下水質常時監視における測定井戸数(概況状況、ダイオキシン類の順)[本数] ²²⁾ (参考)全国水生生物調査参加人数[人]						
指標年度等	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値
指標	99.3	99.3	99.1	99.3	調査中	-	100
	83.8	85.2	83.4	86.3	調査中		100
	「今後の展開」の後に記載					各年度	100/100
	70/97	67/87	74/97		調査中		
	70/97	67/88	74/98		調査中		
67/100	67/67	67/67		調査中	100/100		

		68/50	63/50	63/67		調査中		100/100			
		50/57	50/43	50/71		調査中		100/100			
		93/40	80/60	87/60		調査中		100/100			
		86/100	71/100	64/100		調査中		100/100			
		-	958.0	-	-	-	H21 年度	897.0			
		-	813.0	-	-	-		787.0			
		-	56.7	-	-	-		53.0			
		106/35/15	118/38/14	115/32/15	94/29/15	調査中	-	-			
		91.8	92.2	93.7		調査中	-	100			
		3	176	4		調査中	-	0			
		-	-	-			-	増加傾向を維持			
		10	4	14	12	調査中	-	0			
		100/0	100/0	100/0		100/0	-	100/100			
		2,031	1,938	1,919	1,853	調査中	-	-			
		5,708 (272,762)	5,703 (269,127)	5,600 (259,795)	5,487 (237,873)	調査中	-	-			
		7,267 (429,709)	7,257 (429,054)	7,208 (420,055)	7,155 (409,182)						
		2,126 (2,701)	2,057 (2,627)	1,912 (2,550)	1,870 (2,475)						
		1,825 (1,958)	1,740 (1,870)	1,623 (1,730)	1,548 (1,640)						
		49.5	43.9	76.5					調査中	-	-
	21	5,129 1,200	4,955 1,101	4,691 922					調査中	-	-
	22	85,907	90,782	85,910	74,968	調査中	-	-			
目標を設定した根拠等	基準年	H16 年度		基準年の値	H20 年度						
	根拠等	湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針 排水基準違反はゼロが望ましい 底質対策の着手が100%となり、かつ全て完了することが望ましい									
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では 86.3%となり過去最高を達成したが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。また、公共用水域水質及びダイオキシン類水質・底質の常時監視における測定地点数(検体数)はやや減少していた。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組むとともに、的確かつ効率的な監視体制を構築する必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、排水基準の効率的なモニタリング手法の確立、排水基準の暫定基準撤廃に向けた排水処理技術開発の促進及び効果的な公害防止のための対策を行う必要がある。</p> <p>水に関する国連ミレニアム開発目標(2015 年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。)の達成に向けて貢献するため、アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んできており、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国長江流域等における政策提言を行ってきたところである。中国を始めとするアジア地域の水環境の改善のため、引き続き水環境管理の向上に向けた協力に取り組む必要がある。</p> <p>第 6 次水質総量規制の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は着実に削減されている。また、閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討が着実に進んでいる。</p> <p>東アジア諸国における水質総量規制制度導入を支援する指針策定に向けた検討が着実に進んでいる。</p> <p>有明海・八代海総合調査評価委員会の報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。</p>										

【必要性】

水環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、水質汚濁防止法等によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。

指定湖沼については、湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)に基づく湖沼水質保全計画による各種取組等により汚濁負荷量は削減される傾向にあり、一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において生活環境項目に係る水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策を更に推進する必要がある。

世界では安全な水が確保できない人が約 11 億人おり、世界の水問題は人類にとって重大な問題である。我が国は公害の経験と技術があることから、これを活かして世界の水問題の解決に向けた貢献をすることが求められる。また、平成 19 年 4 月に日中首脳による環境協力の合意があり、中国における水質汚濁の解決に向けた協力をすることとなっているため、両国の協力による取組が必要。

汚濁物質が滞留しやすく、排水基準による規制のみでは環境基準(生活環境項目)の達成が困難な東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、環境基準達成率が十分とは言えないことから、引き続き流入する汚濁負荷の総量の更なる削減が必要である。また、実海域の水環境は施策の実施後速やかに改善されるものではなく、今後、更なる閉鎖性海域の水環境の改善施策を展開するためには、海域ごとの利用形態に応じた中長期的に目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにすることが求められている。

東アジア諸国においては、その経済発展に伴う海域環境の悪化が著しく、我が国の海域環境にも影響を及ぼしうることから、その改善に向けた取組が急務である。

有明海及び八代海においては、赤潮が多発し漁獲量が低迷するなど深刻な状況にあることから、両海域の再生に向けた取組が急務となっている。

【有効性】

水質環境基準の健康項目については、公共用水域のほぼ全ての地点で基準を達成している。生活環境項目に関しては、公共用水域全体では基準達成率が 86.3%(平成 18 年度)と、過去最高を達成したことから、有効であったと考えられる。また、地下水の環境基準達成率は 90%以上となっている。

(参考)

指 標		H16年度	H17年度	H18年度	出 典
生活環境項目 (BOD / COD) 基準達成率(%)	全体	85.2	83.4	86.3	公共用水域水質測定結果
	河川	89.8	87.2	91.2	
	湖沼	50.9	53.4	55.6	
	海域	75.5	76.0	53.4	

公共用水域・地下水の水質常時監視及び地盤沈下監視について監視結果の質を確保するため、モニタリング的確化・効率化に係る具体的な手法及び信頼性の高い測定データを確保するための精度管理手法等を示した手引等の策定に向けた有効な検討が行われた。

排出基準のうち、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素に係る暫定基準を延長したことから、平成 22 年度において暫定基準を延長せずすむように排水処理技術の開発を促進する必要がある。

工場・事業場からの排水に係るデータの改ざん等の事例が散見されることを踏まえ、効果的な公害防止のあり方について検討を行った。

地盤沈下については、全国的には概ね減少傾向にあるものの、その推移は安定しているとは言い難い。

環境基準等の目標に関する必要な調査研究、水環境・地盤環境の監視体制の整備等により施策展開の基礎を得ることができた。

湖沼水質保全については、下水道等の汚水処理施設の整備等の汚濁負荷削減に取り組んだ結果、複数の指定湖沼において、湖沼水質保全計画に掲げた生活環境項目に係る水質目標値を達

成したものの、全体として顕著な改善は見られなかった。アオコによる利水被害などが生じていた八郎湖について、湖沼水質保全特別措置法上の指定湖沼に指定し、第1期湖沼水質保全計画が策定されたため、関係省庁と連携しつつ同湖における水質保全のための取組を促進する体制づくりに資することができた。

アジア水環境パートナーシップについては、2カ国との間での二国間会合や、国際フォーラムを開催することにより、各国における水管理に関する情報データベースの整備を行うことができた。その結果、データベースに対して平均1.2万件/月のアクセスがあったこと、また国際フォーラムにおいて各国のNPOや行政官など多様な関係者の参加のもとで水環境保全に係る取組について発表等を行ったことから、水環境管理に係る情報提供及び人材育成を効果的に行うことができたと考えられる。

日中水環境パートナーシップにおいては、施策提言、水環境フォーラムなどを行うことにより今後の協力体制が強化されたことから有効であったと考えられる。

これまでの水質総量規制により、大阪湾を除く瀬戸内海における窒素とリンの環境基準はほぼ達成できていることから、引き続き汚濁負荷の総量の更なる削減を図るとともに、閉鎖性海域中長期ビジョンを策定することにより、環境基準達成率の更なる改善が期待される。

水環境保全に関する基本的な制度を有しているが、海域に流入する汚濁負荷の総量を削減する水質総量規制制度を十分な形で導入していない東アジア諸国において水質総量規制制度が導入されることにより、海域環境の保全が期待される。

海域環境の悪化や水産資源の減少といった十分に解明されていない課題の解明に向けた調査研究により、有明海及び八代海の再生に資することが期待される。

【効率性】

円滑な排水規制及び地下水浄化対策の実施のため、公害防止用設備の特別償却制度等の税制優遇措置を設けて、事業者の汚水処理用設備及び地下水浄化施設等の設置に対し支援を行うなど、他の政策手法との効率的な組み合わせについても随時検討・実施を行っている。

底質のダイオキシンの測定は、費用が高額で時間がかかることから、都道府県などによる汚染された底質の浄化対策を推進するため、定量下限値や再現性などが確保できる迅速で低廉な簡易測定法の検討を行っている。

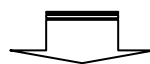
指定湖沼における汚濁負荷の削減については、湖沼水質保全計画等に基づき、工場・事業場に対する負荷量規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や直接浄化事業等を組み合わせ、効率的に実施している。また、一定期間ごとに施策の実施状況を点検し、新たな湖沼水質保全計画を策定することにより、状況に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。施策の実施に当たっては、例えば調査を実施する際に関係自治体や学識経験者等との連携を密にするとともに民間機関のノウハウを生かした効率的な取組を推進している。

アジア水環境パートナーシップについては、二国間会合や国際フォーラムを開催することにより、多様な参加者のもとで情報収集と人材育成をすることができたことから、効率的であったと考えられる。日中水環境パートナーシップ事業については、中国事情に精通した機関を通じて事業を行うことにより、効率的な事業の実施が図られた。

水質総量規制は、工場・事業場から排出される負荷の総量に対する規制や関係行政機関の連携による排水処理施設整備等を組み合わせ、効果的な汚濁負荷量の削減を図ること、また、5年ごとに見直しを行うことで、社会情勢に対応した効率的な汚濁負荷量の削減が図られている。

海域環境の保全に向けた施策の個別の支援ではなく、それら施策を総合的に実施する水質総量規制制度の導入を支援することで、東アジア諸国における効率的な汚濁負荷量の削減が図られている。

環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会が平成18年12月に取りまとめた報告を踏まえることで、有明海及び八代海の再生に向けた調査研究の効率的な実施が図られている。



< 今後の展開 >

水質汚濁に係る環境基準等の見直しの検討、水環境の健全性指標の検討等、水環境の目標に関し必要な調査検

討を行う。

未規制発生源対策や水生生物保全の観点も含めた水環境への負荷の低減について、排水規制等のあり方を検討する。

公共用水域、地下水の常時監視及び地盤沈下監視の的確かつ効率的なモニタリング手法の検討・確立を行う。

暫定排水基準の撤廃に向けて、排水処理技術開発の促進を行う。

環境保全上健全な水循環の確保に向け、流域全体を視野においた水循環計画の策定を促進する。

水環境保全活動の普及啓発・効果的なアピール等を推進する。

多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策をさらに推進する必要があることから、湖沼法に基づき、引き続き工場・事業場、一般家庭等からの汚濁負荷削減を進めるとともに、流域全体を視野におきつつ、農地、市街地等からの流出水対策等を行う。平成 18 年度から改正湖沼法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画の策定が順次なされており、同計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、一層の湖沼水質保全のための汚濁メカニズムのさらなる解明等の調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る。

中国などアジアを中心に引き続き水環境管理の向上に向けた協力に取り組む必要がある。

引き続き、第6次水質総量規制の実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討を推進する。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた次期水質総量規制の実施に向け、新たに設定される指標の測定手法やモニタリング体制の検討等に着手する。

引き続き、東アジア諸国における水質総量規制制度の導入支援を推進する。また、東アジアに存在する多国間に跨る閉鎖性海域の保全に向けたスキーム検討に着手する。

引き続き、有明海・八代海総合調査評価委員会の報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究を関係省庁と連携して実施する。

上記目標内指標 各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/ℓ]

			指 標 年 度					目標値(現行計画)	
			H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H22 年度	
霞ヶ浦	西 浦	COD	8.6	9.0	8.9	9.3	調査中	8.2	
		T-N	0.95	1.2	1.1	0.99		0.92	
		T-P	0.11	0.10	0.10	0.10		0.10	
	北 浦	COD	8.5	9.3	8.1	9.4		7.6	
		T-N	0.88	1.5	1.1	0.93		0.86	
		T-P	0.099	0.13	0.092	0.10		0.090	
	常陸利根川	COD	7.7	8.0	7.9	8.9		7.4	
T-N		0.84	0.92	1.0	0.83	0.84			
T-P		0.083	0.088	0.093	0.096	0.074			
印旛沼	COD	11.0	10.0	9.6	10.0	調査中	8.9		
	T-N	3.0	3.1	2.9	3.0		2.7		
	T-P	0.12	0.13	0.11	0.12		0.10		
手賀沼	COD	9.8	10.0	9.3	9.6	調査中	8.5		
	T-N	2.9	2.9	2.8	2.9		2.6		
	T-P	0.17	0.18	0.17	0.15		0.15		
琵琶湖	北湖	COD	2.8	2.7	3.0	2.5	調査中	2.9	
		T-N	0.34	0.32	0.30	0.29		0.30	
		T-P	0.008	0.007	0.007	0.006		-	
	南湖	COD	4.0	4.2	4.2	3.7		4.2	
		T-N	0.39	0.38	0.36	0.31		0.33	
		T-P	0.015	0.017	0.018	0.015		0.018	
児島湖	COD	9.1	9.0	8.3	8.0	調査中	7.5		
	T-N	1.3	1.5	1.3	1.3		1.2		
	T-P	0.19	0.21	0.19	0.20		0.17		
諏訪湖	COD	6.0	6.2	7.3	7.4	調査中	H	4.8	
	T-N	0.89	1.0	0.69	0.71		18	0.75	
	T-P	0.044	0.055	0.053	0.043			0.050	
釜房ダム貯水池	COD	2.6	2.7	2.7	2.6	調査中	H	2.0	
	T-N	0.61	0.59	0.61	0.66		18	0.46	
	T-P	0.016	0.015	0.19	0.018			0.013	

中海	COD	5.2	7.3	5.3	5.9	調査中	H 20	4.6
	T-N	0.43	0.50	0.42	0.44			0.50
	T-P	0.043	0.049	0.039	0.044			0.048
宍道湖	COD	5.1	5.4	4.9	4.8	調査中	H 20	4.5
	T-N	0.43	0.54	0.54	0.51			0.44
	T-P	0.044	0.047	0.039	0.040			0.043
野尻湖	COD	1.7	1.9	1.7	1.8	調査中	H 20	1.5
	T-P	0.004	0.006	0.005	0.005			0.005

目標 3-4	土壌環境の保全							
	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	3章5節 土壌環境の保全							
関係課・室	水・大気環境局土壌環境課							
指標の名称及び単位	農用地土壌汚染対策地域の指定解除率[%] 土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率[%] ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率[%] (参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[km^2] (参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計)[km^2] (参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末)[地域] (参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)[地域] (参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)[区域] (参考)汚染の除去により指定区域が解除された数(累計)[区域] (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[m^2] (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了面積(累計)[m^2] (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(累計)[地域] (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域対策完了地域数(累計)[地域]							
指標年度等	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値	
指標	85	85	85	85	85	-	100	
	100	100	100	100	100		100	
	0	0	50	60	80		100	
	6,276	6,376	6,376	6,577	6,577		-	
	5,337	5,390	5,390	5,559	5,559		-	
	17	17	17	20	20		-	
	51	52	52	52	52		-	
	21	43	48	76	80		-	
	4	26	50	77	132		-	
	5,295	5,637	19,047	28,017	28,017		-	
	0	0	5,272	5,637	19,047		-	
2	3	4	5	5	-			
0	0	2	3	4	-			
目標を設定した根拠等	基準年	-			基準年の値	-		
	根拠等	、 ~ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項及び第4条第1項 、 、 土壌汚染対策法第5条 、 ~ ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第30条						
評価・分析	【達成の状況】 法律に基づく土壌汚染の調査・対策が行われ、さらに条例や一般の土地取引でも土壌汚染の調査・対策が広く実施されている。その一方で、法律の施行をとおして浮かび上がってきた課題等に							

ついて指摘されている。

農用地土壌汚染対策地域については、平成 19 年度末までに 6,577ha が指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる 5,559ha が地域指定を解除されている。

ダイオキシン類土壌汚染対策は平成 19 年度に1地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

【必要性】

土壌汚染は典型7公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壌環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。

本件施策については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法によりその対策が体系的に整理されている。

【有効性】

市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染対策に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率(直接目標の)が 100%となっている。

農用地土壌汚染対策については、平成 19 年度は対策地域の地域指定及び指定解除は行われなかったため、指定解除は結果として変化しなかったものの、客土工事が2地区で進捗するなど、対策事業は着実に実施されている。

ダイオキシン類土壌汚染対策については、平成 19 年度に1地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

【効率性】

農用地土壌汚染対策については汚染が広域的であり、また農業生産に必要な基礎的な資源である農地を保全するものであることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。

市街地等の土壌汚染については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととしている。そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染者負担の原則にのっとり、汚染原因者に実施を求めることとなっている。このような仕組みにより、調査・対策が広く実施されている。

一方、土壌汚染対策法に基づく指定区域の解除に繋がらない盛土や舗装などの対策措置も、ひとりの健康被害の防止を図るための措置に適合しているにもかかわらず、周辺住民のリスクコミュニケーションの難しさもあり、費用がかかる掘削除去が行われる事例が多いのが実態であり、より合理的な対策手法の選択を容易にすることで効率的向上を図る必要がある。

ダイオキシン類土壌汚染については、汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。



< 今後の展開 >

「土壌環境施策に関するあり方懇談会報告」(平成 20 年 3 月 31 日)を踏まえ、土壌環境施策に関する必要な見直しについて検討する。

土壌汚染対策に係るリスクコミュニケーションを推進する。

土壌汚染調査・対策に関して、より低コスト化を図るため、技術開発を促進する。

食品の基準の見直し状況を踏まえ、農用地土壌汚染対策地域の指定要件や調査方法について、新たな食品基準に即した農用地土壌汚染対策への対応を進める。

土壌中のダイオキシン類の簡易測定法に関する評価・検討を行う。

		ダイオキシン類・農薬対策						
目標 3-5		ダイオキシン類について、総排出総量を平成 22 年までに平成 15 年比で約 15%削減し、環境基準の達成率を 100%にする。また、農薬について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。						
環境・循環型社会白書における位置づけ		3 章 1 節 水利用の各段階における負荷の低減 5 章 3 節 化学物質の環境リスクの管理						
関係課・室		水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室、土壌環境課農薬環境管理室						
指標の名称及び単位		ダイオキシン類排出総量削減率(H15 年比(H15 年以前は H9 年比))[%] ダイオキシン類に係る環境基準達成率[%] ア.大気 イ.公共用水域水質 ウ.公共用水域底質 エ.地下水質 オ.土壌 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数[剤数]						
指標年度等		H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
指標		95	10	13	20	集計中	H22 年	約 15
	ア	99.9	100	99.9	100	集計中		100
	イ	97.6	97.9	98.0	97.9	集計中		100
	ウ	99.5	99.7	99.6	99.7	集計中		100
	エ	100	99.9	100	99.9	集計中		100
	オ	99.9	100	99.8	100	集計中		100
		-	-	0	1	17	H22 年度	300
目標を設定した根拠等		基準年	H15 年	H17 年	基準年の値	372 ~ 400g-TEQ/年	0	
		根拠等	わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準(平成 17 年 4 月施行)					
評価・分析		<p>【達成の状況】 平成 18 年のダイオキシン類排出総量は、平成 15 年比で約 20%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国の環境調査結果では、概ね環境基準を達成している。 農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、H19 年度に新たに 16 農薬の基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられ、生態系保全の充実に向けて期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【必要性】 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。また、これらを踏まえ、国、地方公共団体、さらに事業者及び国民が連携して取り組むことが必要。 農薬は環境中で使用され、殺虫、殺菌、除草効果を有する化学物質であり、生態系への影響が懸念されるものである。このため、登録前に当該物質の水産動植物に対する毒性と環境中予測濃度の比較によるリスク評価を実施し、適切な登録保留基準を設定することが、生態系保全の観点から重要かつ有効である。</p> <p>【有効性】 平成 18 年のダイオキシン類の排出量は、平成 15 年比で約 20%減少しており、その削減は順調に進んでいる。また、平成 18 年度のダイオキシン類対策特別措置法の常時監視等の環境調査結果によると、環境基準は概ね達成している。総じて、ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策は極めて有効であったと考えられる。 生態系保全の充実に向けて、農薬取締法に基づく新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を順次進めており、H19 年度には新たに 16 農薬(累計 17 農薬)について基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられる。</p>						

【効率性】	<p>平成 17 年から、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。また、平成 18 年3月には生物検定法に関する精度管理の手引きを策定しており、品質や信頼性についても考慮している。</p> <p>農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合は、より詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に応じたコストが化される制度が充実しており、当該施策を実施するにあたっての効率性も考慮されている。</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>< 今後の展開 ></p> <p>平成 19 年 5 月にストックホルム条約(POPs 条約)の第3回締約国会議(COP3)で採択された、利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)についての指針を踏まえ、今後の必要な対策について検討を行う。</p> <p>小型焼却炉対策としては、排出実態調査・インベントリー推計の見直しや、事業者に対し自主管理を促す方策等による排出削減を進める。</p> <p>臭素系ダイオキシン類については、引き続きその実態把握、リスク評価を進める。今後は、WHO の検討状況等も踏まえて、国内における対策を検討していく。</p> <p>簡易測定法については、既に公定法化されている生物検定法に関する検証・改善及び機器分析法の追加による分析手法の向上を図るとともに、土壌及び底質の調査測定への導入を検討する。</p> <p>農薬について、新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業をさらに加速化する。</p>

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等	
	<p>ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)</p> <p>大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)</p> <p>悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)</p> <p>騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)</p> <p>振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)</p> <p>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)(平成 4 年法律第 70 号)</p> <p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)</p> <p>水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)</p> <p>湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号)</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号)</p> <p>有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成 14 年法律第 120 号)</p> <p>土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)</p> <p>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和 45 年法律第 139 号)</p> <p>農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)</p> <p>工業用水法(昭和 31 年法律第 146 号)</p> <p>建築物用地下水の採取に関する法律(昭和 37 年法律第 100 号)</p> <p>公害防止用設備に係る税制優遇、自動車税のグリーン化等の税制優遇</p> <p>日本政策投資銀行等による低利融資</p>

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H19 当初		
		H19 当初	H20 当初	H21 反映
3-1	大気汚染防止規制等対策費	16,415	16,415	
	有害大気汚染物質排出抑制対策推進事業	45,979	56,104	
	アスベスト対策調査	50,582	46,705	
	高排出量化学物質モニタリング事業	15,718	13,136	
	非意図的生成の残留性有機汚染物質(大気)対策調査費	38,062	34,924	
	排出基準等緊急立入調査費	2,787	2,773	
	総合大気環境保全対策検討調査費	36,244	29,365	
	揮発性有機化合物(VOC)対策費	119,947	104,607	

3-1	大気環境監視システム整備経費	75,295	75,281	
	大気汚染特別調査費	1,366	1,366	
	有害大気汚染物質モニタリング推進事業	131,774	138,717	
	花粉観測体制整備費	97,301	91,093	
	アジア諸国における石綿対策技術支援費	13,196	10,059	
	自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策費 (H.20 名称変更:都市の自動車環境対策と温暖化対策のコネクト推進費)	193,314	232,885	
	低公害車普及促進費	30,556	27,014	
	オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	52,837	46,808	
	船舶排出大気汚染物質規制調査	6,305	6,312	
	ディーゼル自動車等排出ガス低減施策検討調査	14,390	14,390	
	自動車からの有害大気汚染物質実態調査	13,363	13,363	
	粒子状物質の粒子数特性実態調査及び測定法の確立	44,956	51,572	
	21 試験モード外(オフサイクル)の排出ガス実態調査	8,610	-	
	22 新燃料の有害性及び使用時の排出ガス実態調査	19,969	-	
	23 潤滑油の品質及び排出ガス影響調査	6,785	6,788	
	24 新たな特殊自動車の排出ガス試験モードの検討・調査	23,953	22,502	
	25 大気環境基準等設定調査費	41,093		
	26 大気汚染環境監視測定網整備運営	110,842	102,662	
	27 アジア EST の実現に向けた技術支援	3,4500	-	
	28 総合環境モニタリング検討調査			
	29 大気環境監視適正化事業	7,445	6,340	
	30 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費	10,111		
	31 公害防止管理実施状況調査	3,259		
	32 自動車交通環境監視測定費	85,107	79,445	
	33 環境測定分析精度向上対策費	37,506	32,771	
	34 微小粒子状物質等の曝露影響調査研究費	286,000		
	35 国際連合地域開発センター拠出金	30,000		
	36 光化学オキシダント等常時監視精度管理事業	-	-	
	37 有害大気汚染物質排出状況把握調査	-	12,646	
	38 微小粒子状物質(PM2.5)対策等調査費	-	83,137	
	39 光化学オキシダント動向等調査費	-	18,540	
	40 バイオ燃料使用時の未規制物質の排出実態調査	-	25,032	
	41 自動車排出ガス対策効果等に関する検討	-	20,024	
	42 日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力検討			
	43 低公害(代エネ・省エネ)車普及事業(特別会計)「再掲:1-1」			
	44 次世代技術普及事業(特別会計)「再掲:1-1」			
	45 自動車使用合理化推進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	46 主体間連携モデル推進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	47 低公害車普及事業(特別会計)「再掲:1-1」			
	48 自動車省 CO2 対策推進事業(特別会計)「再掲:1-1」			
	49 船舶の省 CO2 対策の推進に向けたモデル事業(特別会計)「再掲:1-1」			
	50 環境的に持続可能な交通(EST)の実現に向けたモデル事業(特別会計)「再掲:1-1」			
	52 大気環境基準等設定調査費	41,093	38,260	
	53 微小粒子状物質等の曝露影響調査研究費	286,000	279,058	
	3-2	良好な大気環境保全推進費	18,399	17,445
		騒音・振動規制対策費	40,989	52,821
		悪臭防止対策費	27,300	22,682
		騒音による住民反応(不快感)に関する社会調査	6,296	5,991
		クールシティ推進事業	106,603	98,189
		クールシティ中枢街区パイロット事業(H.20 名称変更:低炭素社会モデル街区形成促進事業)(特別会計)「再掲:1-1」	-	-
		良好な感覚環境形成のための街作りの推進調査	-	10,000

	自動車騒音に係る環境基準評価マニュアルの改訂	27,711	24,643
	交通振動騒音低減対策推進調査	17,405	16,241
	道路交通振動対策調査	6,828	6,936
	新たな自動車定置騒音試験法の検討調査	10,004	10,010
	交通騒音に係る環境基準情報の管理	3,916	-
	自動車の市街地走行騒音検討・調査	6,953	6,984
	タイヤ単体騒音実態調査	-	10,711
	水質環境基準検討調査費	139,630	130,430
	水質環境基準生活環境項目検討調査	54,528	43,810
	水環境の健全性指標検討調査	23,059	20,566
	水環境における有害物質リスク管理手法検討調査	80,169	67,198
	水質汚濁物質排出実態等総合調査	24,741	22,881
	ダイオキシン類水質基準対象施設拡充検討調査	21,030	-
	水質汚濁物質排水規制点検事業	14,867	10,928
	水生生物保全のための環境管理等検討調査	11,660	16,429
	生活排水対策啓発等推進	4,107	4,107
	生活雑排水の性状に関する検討調査	9,105	9,105
	硝酸性窒素浄化対策手法検討調査費	21,921	
	硝酸性窒素重点地域対策モデル事業	13,508	
	底質調査	4,091	14,005
	ダイオキシン類底質測定検討調査	13,782	12,621
	効率的・先進的な水環境監視手法開発調査	29,446	27,282
	水環境監視基準確立調査	17,410	13,567
	水質環境情報高度利用システム推進	28,345	25,962
	水質環境総合管理情報システム運営	15,170	9,799
	水質監視業務関連システム更新	22,000	20,241
	健全な水循環の構築に向けた地下水管理手法調査	39,815	
3-3	21 地盤沈下対策調査費	13,565	
	22 地域の健全な水循環の確保に向けた地下水管理手法調査 (H19 名称変更:地域の健全な水環境の確保及び保全支援調査)	20,870	20,630
	23 湧水復活・保全活動支援の推進調査	15,000	
	24 クールシティ推進事業	79,872	
	25 クールシティ中枢街区パイロット事業(H.20 名称変更:低炭素社会モデル街区形成促進事業(特別会計)「再掲:1-1」)	-	-
	26 水辺環境保全活動推進費	9,673	1,656
	27 水環境保全活動の普及支援事業	26,276	23,194
	28 簡易水質診断手法推進	4,058	4,038
	29 世界の水環境保全のための国際的活動経費	118,500	278,564
	30 2008年サラゴサ国際博覧会における普及啓発事業調査	9,000	8,096
	31 健全な水循環・環境用水確保方策及び保全方策等検討調査	-	
	32 湖沼流入負荷削減対策推進費	26,340	-
	33 いきづく湖沼ふれあいモデル事業	12,000	-
	34 流出水対策推進モデル計画策定調査	35,748	28,504
	35 湖辺植生維持管理手法確立調査	6,129	6,010
	36 琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査	50,000	44,491
	37 3Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査	-	20,000
	38 総量削減状況解析等調査	36,409	28,533
	39 広域総合水質調査	41,018	39,668
	40 水質汚濁メカニズム検討調査	19,009	18,293
	41 瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査	14,402	14,261
	42 瀬戸内海環境保全普及活動促進費	13,500	16,038
	43 有明海・八代海総合調査評価委員会経費	9,189	8,617
	44 有明海・八代海水環境調査	49,990	-
	45 豊かな沿岸環境回復のための閉鎖性海域水環境保全中長期ビジョンの策定調査	67,878	63,371
	46 有明海・八代海総合調査評価委員会経費	66,528	66,528

3-3	47 有明海・八代海総合調査推進費	13,598	13,338	
	48 東アジア諸国における水質総量規制制度支援事業	6,158	7,052	
	49 窒素・りん暫定排水基準適用事業場調査	5,497	-	
	50 里海創生支援事業	-	25,497	
	51 有明海・八代海再生フォローアップ調査	-	50,005	
	52 次期水質総量規制に向けた新たな指標の測定手法等の検討	-	-	
	53 沿岸の浅海域が有する水環境保全機能の定量的な評価	-	-	
	54 効率的な閉鎖性海域対策の展開に向けた新たなモニタリング体制の検討	-	-	
55 多国間に跨る閉鎖性海域における水質総量規制制度導入に向けたスキーム検討	-	-		
3-4	農用地土壌環境基準等検討調査	32,937	33,381	
	農用地土壌環境調査手法検討費	16,000	14,433	
	農用地土壌汚染対策地域指定促進調査費	9,233	-	
	市街地土壌環境基準等検討調査	94,218	92,809	
	市街地土壌環境保全対策検討費	8,560	8,547	
	市街地土壌汚染調査・対策技術検討調査費	201,994	167,524	
	優良土壌環境事業普及促進費	15,689	12,503	
	土壌環境リスクコミュニケーターの登録・研修等事業	18,644	16,018	
	土地利用用途に応じた土壌汚染対策推進費	-	43,720	
	ダイオキシン類土壌環境基準等検討調査	19,978	16,890	
	ダイオキシン類汚染土壌対策指針検討調査	11,000	10,852	
	ダイオキシン類土壌汚染調査・測定技術検討調査費	15,289	15,189	
	ダイオキシン類汚染土壌浄化技術等確立調査	130,625	85,122	
ダイオキシン類土壌汚染対策費補助	100,000	117,305		
3-5	ダイオキシン類削減対策総合推進費「再掲:4-3」	-	-	
	ダイオキシン類総合調査費「再掲:6-2」	-	-	
	環境技術開発等推進費(うち、環境リスク評価分野)の内数「再掲:9-3」	-	-	
	ダイオキシン類未規制大気汚染源対策等検討	45,466	29,294	
	ダイオキシン類総合対策費	151,665	143,799	
	排出基準等緊急立入調査費「再掲:3-1」	-	-	
	ダイオキシン類底質測定検討調査「再掲:3-3」	-	-	
	ダイオキシン類土壌環境基準等検討調査「再掲:3-4」	-	-	
	ダイオキシン類土壌汚染防止対策費	256,914	228,468	
	廃棄物処理等科学研究費補助金「再掲:4-3」	-	-	
	廃棄物循環型処理施設のうち、ごみ処理施設の内数(対象事業を積み上げ)「再掲:4-3」	-	-	
廃棄物循環型処理施設のうち、ごみ燃料化施設「再掲:4-3」	-	-		
農業対策推進費	176,910	170,270		

終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策

特記事項

< 政府重要政策としての該当 >

< 当該施策に係る府省庁 >

国土交通省、農林水産省、経済産業省

< 昨年度評価書からの変更点 >

指標 3-3 等については、記述の適正化を図るため修正した。

指標 3-4- については、対策地域において人の健康に被害が生ずることを防止するための対策を実施し対策が

完了した場合でも対策地域の指定が解除されない場合があり、政策評価の指標として、「指定解除率」より「対策完了率」を目標値とすることがより適切であることから、指標の内容を変更した。

指標 3-4- については、指標 3-4- の変更に伴い修正した。

指標 3-4- については、指標 3-4- の変更に伴い修正した。

指標 3-4- については、指標 3-4- の変更に伴い修正した。

各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	3-1-	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率
	3-1-	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率
	3-1-	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率
	3-1-	(間接)低公害車の普及台数
	3-1-	(間接)燃料電池自動車の普及台数
	3-1-	(参考)一般環境大気測定局の数
	3-1-	(参考)自動車排出ガス測定局の数
	3-2-	騒音に係る環境基準達成率(一般地域)
	3-2-	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)
	3-2-	航空機騒音に係る環境基準達成率
	3-2-	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率
	3-2-	(参考)騒音に係る苦情件数
	3-2-	(参考)振動に係る苦情件数
	3-2-	(参考)悪臭に係る苦情件数
	3-2-	(参考)都市域における年間の30 超高温時間数、熱帯夜日数
	3-2-	(参考)スターウォッチングネットワーク参加者数
	3-3-	健康項目基準達成率
	3-3-	生活環境項目(BOD/COD)基準達成率
	3-3-	各湖沼水質保全計画に定める目標値
	3-3-	瀬戸内海における水質環境基準の達成率
	3-3-	瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率
	3-3-	大阪湾における水質環境基準達成率
	3-3-	東京湾における水質環境基準達成率
	3-3-	伊勢湾における水質環境基準達成率
	3-3-	有明海における水質環境基準達成率
	3-3-	八代海における水質環境基準達成率
	3-3-	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量
	3-3-	赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海)
	3-3-	地下水基準達成率
	3-3-	年間2cm以上の地盤沈下面積
	3-3-	湧水の把握件数
	3-3-	(間接)排水基準違反件数
	3-3-	(間接)環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率
	3-3-	(参考)常時監視における要監視項目測定地点数
	3-3-	(参考)公共用水域水質等常時監視における測定地点数
	3-3-	(参考)瀬戸内海における埋立免許面積
	3-3- 21	(参考)地下水質常時監視における測定井戸数
	3-3- 22	(参考)全国水生生物調査参加者数
	3-4-	農用地土壌汚染対策地域の指定解除率
	3-4-	土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率
	3-4-	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率
	3-4-	(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計)
	3-4-	(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計)
	3-4-	(参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末)
3-4-	(参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)	
3-4-	(参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(累計)	
3-4-	(参考)汚染の除去により指定区域が解除された数	
3-4-	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積	

	3-4-	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除面積
	3-4-	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(年度末)
	3-4-	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域解除数(累計)
	3-5-	ダイオキシン類排出総量削減率(H15年比)
	3-5-	ダイオキシン類に係る環境基準達成率
	3-5-	新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数
指標の解説	3-1-	ア～オ:全国の一般環境大気測定局において、環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 カ～ケ:環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 コ～タ:環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を達成している割合
	3-1-	:全国の自動車排出ガス測定局において、環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合
	3-1-	:自動車 NOx・PM 法の対策地域に設置された自動車排出ガス測定局において、環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合
	3-1-	:低公害車アクションプランに基づく、低公害車の普及台数
	3-1-	:燃料電池自動車の普及台数
	3-1-	:一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局の数
	3-1-	:自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局の数
	3-2-	:騒音に係る環境基準の達成状況。騒音規制法施行状況調査結果から抜粋
	3-2-	:騒音に係る環境基準達成の住宅等戸数及びその割合(環境基準達成住宅等戸数/全住宅等戸数)
	3-2-	:地方自治体が測定した測定地点における、航空機騒音に係る環境基準を達成している測定地点の割合
	3-2-	:地方自治体が測定した測定地点における、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成している測定地点の割合
	3-2-	:全国での騒音苦情件数。騒音規制法施行状況調査結果から抜粋
	3-2-	:全国での振動苦情件数。振動規制法施行状況調査結果から抜粋
	3-2-	:全国での悪臭苦情件数。悪臭防止法施行状況調査結果から抜粋
	3-2-	:毎年度の東京管区気象台の観測結果を引用
	3-2-	:全国星空継続観察の参加者数。全国星空継続観察実施業務報告書から抜粋
	3-3-	:毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、そのうち健康項目における水質測定地点数に対する基準達成地点数の割合
	3-3-	:毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、そのうち生活環境項目における水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合
	3-3-	:各湖沼水質保全計画の最終年度における各指定湖沼の水質目標値
	3-3-	～ :毎年度、地方公共団体等が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、これにより測定された、各海域毎のCOD、窒素・全磷の水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合を指標としている。
	3-3-	:各海域に関係する各地域において発生しているCOD、窒素、りん等の負荷量
	3-3-	:養殖漁業へ被害を与えるとともに、底質へ有機物を供給し溶存酸素量低下の要因となる赤潮の海域ごとの発生件数
	3-3-	:毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき地下水の水質常時監視を実施しており、そのうち、概況調査における測定井戸本数に対する環境基準達成井戸本数の割合
	3-3-	:地盤沈下の監視の結果、年間2cm以上の地盤沈下があった面積(km ²)
	3-3-	:全国の地方公共団体が把握している湧水の数
	3-3-	:水質汚濁防止法における排水基準に対し違反のあった件数(法第12条の1、法第14条の2第3項、法第18条)
	3-3-	:対策のための調査、検討等に着手している都道府県などの割合/対策が完了した割合
	3-3-	:毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する要監視項目における測定地点数
	3-3-	:毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する公共用水域水質等常時監視における測定地点数(検体数)

	<p>3-3- :瀬戸内海において公有水面埋立法による免許および承認がなされた埋立面積</p> <p>3-3- 21 :毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する地下水質常時監視における調査種別毎の測定井戸数</p> <p>3-3- 22 :全国水生生物調査は、川の中にどのような生きものがすんでいるかを調べることによって、その地点の水質の程度を知ることができる調査である。本調査は、分かりやすく、誰でも簡単に参加できるという利点があり、調査参加者の水環境への関心を高める良い機会となる。このため、地方公共団体の協力を得て広く一般の方の参加を呼びかけ、全国で調査を実施しているもの。</p> <p>3-4- :農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条により指定された農用地土壌汚染対策地域の指定解除率(/)</p> <p>3-4- :土壌汚染対策法第 5 条に基づき指定された区域(指定区域)のうち、土地の現況や利用方法等からみて、人の健康被害を防止するために新たに汚染の除去等の措置を講ずることが必要であることが判明したものについて、必要な措置が実施され、又は具体的措置の検討が行われている区域の割合。</p> <p>3-4- :ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に基づき指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(/)</p> <p>3-4- :農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき農用地土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積</p> <p>3-4- :対策事業が完了し対策地域の指定が解除された累積面積</p> <p>3-4- :当該年度末に農用地土壌汚染対策地域に指定されている地域数(一部が指定解除された地域を含む)</p> <p>3-4- :農用地土壌汚染対策地域の指定が全解除された地域数の累計</p> <p>3-4- :土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)</p> <p>3-4- :土壌の特定有害物質に係る汚染の除去等の措置のうち、掘削除去又は原位置浄化による土壌汚染の除去が行われ、指定基準に適合する状態となったことから、区域の指定が解除された区域数の累計</p> <p>3-4- :ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積</p> <p>3-4- :ダイオキシン類土壌汚染対策地域で対策が完了した面積の累計</p> <p>3-4- :ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域数の累計</p> <p>3-4- :ダイオキシン類土壌汚染対策地域で対策が完了した地域数の累計</p> <p>3-5- :ダイオキシン類の排出総量/平成 15 年のダイオキシン類の排出総量(H15 年までは H9 年比)</p> <p>3-5- :環境基準を達成した測定地点数/測定地点数</p> <p>3-5- :水産動植物への被害防止の観点から農薬の登録を認めるかどうかの基準であり、平成 17 年 4 月の改正基準の施行により、個別農薬ごとの基準値を設定することとされた。</p>
評価に用いた資料等	<p>3-1- ~ :大気汚染状況報告(公開)</p> <p>3-1- :地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果(公開)</p> <p>3-5- :ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)</p> <p>3-5- :ダイオキシン類に係る環境調査結果</p>



指標に影響を及ぼす外部要因	3-5- 農薬の登録は申請主義であるため、申請数及び基準設定に係る資料の申請者(農薬製造メーカー)の準備状況により、設定数は影響を受ける。
---------------	-----------------------------------------------------------------------